

## 健康相談ダイヤルのご案内

当公社では、入居者の皆様の健康相談等に看護師や保健師の資格を持つカウンセラーが24時間365日お電話により対応させていただく「健康相談ダイヤル」を実施しています。

相談いただける内容は右記のとおりとなっています。  
どうぞ利用ください。



健康相談ダイヤル専用電話番号  
**0120-188-011**  
(通話無料)

### ① 健康相談

- ・気になる体の症状についての相談
- ・ストレス、メンタルヘルスに関する相談
- ・現在、治療中の方の治療に関する相談
- ・健康維持・増進に関する相談
- ・母子保健・育児に関する相談

### ② 健康情報

- ・夜間、休日の医療機関の案内

### ③ 介護相談

- ・家庭看護、介護に関する相談



みんなで  
楽しい！  
共同生活  
のために

# きょうとふ 住宅供給公社 だより

2023年 vol. 8  
秋・冬号



### お住いの方に異動があるとき

入居者や同居親族等に異動があるときは、必ず各府営住宅管理センターにご連絡のうえ所定の手続きを行ってください。特に、名義人の方の退去やお亡くなりの場合は至急ご連絡ください。

### お部屋の修繕をしたいとき

住宅・共同施設の修繕に関する入居者と府の費用等負担の対象内容については、入居のしおりの「修繕負担区分表」に掲載しております。しおりを紛失された方は、公社ホームページから項目ごとにダウンロードできますのでご利用ください。

また、修理についてのご相談やお問合せは、各府営住宅管理センターへご連絡をお願いします。

## ■府営住宅管理センター・本社のご案内■

### 山城府営住宅管理センター

〒610-0334  
京田辺市田辺中央1丁目5-5  
橋本ビル6階  
電話 0774-62-3507

### 中丹・丹後 府営住宅管理センター

〒623-0053  
綾部市宮代町門の前11-2  
電話 0773-42-1021

### 京都府住宅供給公社 業務部 業務推進課

〒602-8054  
京都市上京区出水通油小路東入丁字風呂町104番地の2  
京都府庁西別館2階  
業務推進課 電話 075-431-4151

公社ホームページ

<https://kyoto-juko.jp/>



### 高齢者見守りサポーター登録制度

を実施しています！

府営住宅に日頃から出入りされている生活関連業者や団地の保守点検業者、修繕業者等に高齢者の見守りのサポーターとして登録いただくことで、見守りの目を増やし、ちょっとした異変に早期に気づくことにより、高齢者等の入居者が安心して生活できる暮らしを共助により実現します。

#### ■ 見守りサポーターの活動 ■

府営住宅を訪問した際に、次の①～⑤の様な異変が認められた場合、公社に通報していただきます。

- ①ポストから新聞や郵便物が溢れているとき
- ②宅配等の品物が玄関先に置き放しになっているとき
- ③約束訪問したが応答がないとき
- ④室内から呻き声や異臭がするとき
- ⑤その他異変が認められるとき



対応

通報を受けた公社（支所）は、ただちに団地自治会と連携を取って現地を確認し、併せて入居者の親族や保証人へ確認をとり、入居者の安否確認を行います。また、緊急性があると判断した場合は、警察や消防へ通報し、必要に応じて市役所の福祉部局へ連絡し住戸内への立ち入りを行います。

府営住宅は共同住宅です。入居マナーを守り住みよい環境を作りましょう。みなさんのちょっとした心遣いが、快適な暮らしにつながりますので、今後ともご協力をお願いします。

### 駐車場や駐輪場は正しく使いましょう

自動車や自転車の空きスペース等への無断駐車は通行等の邪魔になるだけでなく、災害時の避難や消火活動の妨げになる場合もありますので、決められた場所に正しく停めましょう。

駐車場の使用については、各団地の自治会等にご確認のうえ、それぞれのルールに従ってご利用ください。（一部、京都府が有料で駐車場を設置している団地があり、使用には所定の手続きが必要です。）



### 自治会への加入をお願いします

府営住宅には、入居者で構成される自治会（任意団体）が組織されています。その自治会では、防災活動や団地内の清掃活動などが行われており、府営住宅での共同生活に欠くことのできない重要な役割を担っています。入居者の皆さんには、自治会に加入し、自治会活動に積極的に参加してください。



### 共益費(管理費)の負担をお願いします

皆さん方が入居される府営住宅は、共同住宅です。

共同で管理していただく部分に共益費（管理費）の負担をお願いしています。階段灯、廊下灯、エレベーターなどの電気料金、共用水栓の上下水道料金及びその他維持費などに使用されます。



### ペットは飼えません

犬猫などの動物を飼いますと、昼夜、鳴き声や糞尿のにおいなどで他の入居者等の迷惑となりますので絶対に飼わないでください。また、ハトや野良猫へのエサやりもしないでください。

ただし、盲導犬など身体障害者補助犬を飼われる場合は、必ず事前に各府営住宅管理センターへご連絡ください。

※動物飼育等により住宅を汚損したときは、修繕に要する費用を負担していくことがあります。また、他人への迷惑行為となる場合は、明け渡しを請求する場合があります。



### 台所排水等の注意事項

#### 下水道（浄化槽）接続している住宅の台所排水等について

台所の排水に、食用油などを直接流されると、住宅内の排水管のつまりの原因となり、排水管の清掃の費用を入居されている方にご負担いただくことになります。

また、排水管のつまりがなくても下流の下水道施設への障害になるおそれがあります。



食べ物の調理かすや、食べ残しなども排水口のカゴで取り除き、市町村のごみの出し方に沿って適切な処分をお願いします。



みんなで  
楽しい！  
共同生活  
のために

### パイプスペース (P S) でのご注意

廊下に面したり、階段室附近に水道やガスのパイプが通っているスペースがあります。

物を入れるところではありません。

水道管は、ビニールパイプの部分がありますので、上に物を置いて損傷させると下階への漏水の原因になり他の入居者へ大変迷惑になります。

また、子供が遊ばないようにしてください。

水道、ガスのメーターの検針のため、扉には錠は付けないでください。

